

答 申 書

令和4年10月

板柳町立小学校統合整備審議会

はじめに

当町における小学校の統廃合については、遡ること平成25年10月に設置された板柳町立小学校適正規模・適正配置等検討委員会の審議が足がかりとなっている。

検討委員会からは、平成26年3月に「板柳町立小学校適正規模・適正配置等に関する報告書」が提出されたが、そこでは4校ある小学校を1校に統合して、可能であれば当時文部科学省が制度化を進めていた小中一貫教育を実施することや、中学校校地内に統合小学校の校舎を隣接させることが望ましい、といった報告がなされた。

板柳町教育委員会は、この報告を受けて検討委員会の意見は適切であり、小学校の統合は必要不可欠であると考えたが、当時は板柳中学校旧校舎の耐震問題が喫緊の課題であったため、まずは耐震化を優先させ、校地内で有利な形での統合小学校へつながっていけるよう、板柳中学校改築工事を進めることとした。

あれから8年経過し、板柳中学校は木のぬくもりが感じられる学び舎に生まれ変わり、懸案の耐震問題も解消されたことで、いよいよ望ましい町立小学校の統合整備について審議する局面を迎えている。

時代の流れの中で管内小学校の児童数も減少が進み、4校すべての小学校は学年1学級でクラス替えができないほか、中には複式学級も見られるようになり、今後も各小学校の小規模化は継続するものとする。

少人数の学級には、一人一人の子どもに目が届きやすく、きめ細かな指導を行いやすい等のメリットもあるが、集団生活の中で豊かな人間関係を構築することや、社会性・協調性を育むためには、クラス替えができる適正な規模の中で学べる教育環境を提供していくことが必要である。

そのような背景から、教育委員会より次の4つの諮問事項を受けた。

- (1) 統合小学校の教育方針について
- (2) 統合小学校の施設整備について
- (3) 統合小学校の教育環境の整備について
- (4) その他小学校統合に必要な事項について

諮問理由の中で、『将来を担う子どもたちが、より良い教育環境の中でたくましく生き抜く力を育み、人間形成に必要な教育を等しく受けることができるよう、将来を見据えた統合小学校のあり方』について審議することが求められた。

そして、本審議会では、これまでの小学校統合に関する多くの資料や、現在、幼児・児童を育てる保護者等の意見を尊重するために行ったアンケート調査の結果などを参考にしながら、現在抱える多くの問題や課題解決に向け協議を重ね審議を進めてきた。

このたび、令和の時代に生まれ育つ板柳町の子どもたちにより良く望ましい統合小学校のあり方について、次のとおり答申する。

(1) 統合小学校の教育方針について

○4校を1校に統合する

審議会の協議の中では、1校案の他に2校案も検討されたが、現在及び将来の児童数の状況を想定すれば、暫定的に2校統合を考えるより、1校での統合が望ましいという意見が多かった。現在4校ある小学校を1校に統合し、児童の社会性を育むとともに、一人一人の個性の伸長を図る教育環境の実現を目指してほしい。

1校に統合することによって複式学級の解消やクラス替えを可能にし、創意工夫を凝らした教育活動の展開が期待できる。また、学校行事等の集団活動も活性化が図られていく中で、様々な個性を持つ仲間とのふれあいを通して社会性や協調性を育み、切磋琢磨しながら、心豊かに学び合える教育活動に期待が高まる場所である。

○求める学校像

4つの学区から1校に集う子どもたちにとっては、はじめての学校生活に対する不安を感じることもあるであろう。統合小学校では、すべての子どもたちが明るく楽しく生活できる学校であること、また、安全で安心に学べる学校であること、そして、一人一人が大事にされ、それぞれの良さや可能性を大切に育てる学校であってほしい。

具体的な学校像については、統合校開設にあたって設置される統合準備委員会（仮称）の中で検討がなされていくと思われるが、望ましい集団活動を通して子どもたちの人間関係が耕されながら、一人一人が自らの持ち味を発揮しつつ、それぞれの夢や目標に向かって、明るくたくましく歩んでいける人間の育成を基調に据えた学校像を考えてほしい。

○小中連携教育の充実

小学校1校、中学校1校になることの利点を活かし、小学校と中学校相互の連携を強化推進し、9カ年の義務教育に系統性を持たせた小中連携教育を実施し、児童・生徒の「生きる力」の育成に資する教育の実現を目指してほしい。

新たに構築する統合小学校の協議の中で、既存小学校の利用を考えた場合には、長寿命化を図るための大規模改修が必要となり、工事による騒音障害や教室の仮設対応など教育活動への影響も予想され、教育環境としては大変支障が生じるであろうとの意見が出された。また、閉校後の板柳高校を利用する場合は、階段・トイレ・水飲み場・黒板等の細部にわたって小学校の基準に合わせ整備する必要性があり、多額の改修費用が想定されている。さらに築44年が経過しているため、屋根や外壁等、さらには、体育施設や遊具などの大規模改

修が見込まれることから、いずれも利用することは適切ではないと判断したところである。

そのため、統合小学校の場所は、板柳中学校校地内（隣接地を含む）が最も望ましく、次のとおり小・中学校が隣接することで相互の連携がしやすくなるメリットを最大限に活かしていくことができるものとする。

①交流活動の打合せ時間の短縮や安全確保

小・中学校間で交流授業や交流行事等を実施する際に、打合せに伴う時間の短縮や、児童・生徒並びに教職員等の移動に伴う安全確保が図られるものとする。

②教科・領域以外の交流

教科・領域の学習活動交流はもとより、それ以外の教育活動、とりわけ日常のクラブ活動や部活動の交流が図られ、子どもたちの活動意欲の高まりも期待できる。

③義務教育エリアとしての整備

統合小学校を中学校に隣接した場所に開校し、板柳町の義務教育施設エリアとして整備を進めることで、相互のPTA活動の充実が図られるとともに、児童・生徒の送迎などの利便性も高まり、保護者の負担も軽減されるものとする。

④中1ギャップの解消

小学校から中学校へ進学する際に、新しい環境での学習や生活になじめず、不登校等の生徒指導上の諸問題に繋がっていく事態（中1ギャップ）等への対応を考えれば、小中連携は有効な役割を果たすことが期待できる。

なお、審議会の協議の中では、小中連携か小中一貫かについての意見交換に時間を費やしたが、最終的には小中連携による学校教育推進が妥当であるとする意見が多かった。小中一貫教育を推進するためには、まずその前提として小中連携教育の充実が求められるところであり、その上で、小中一貫教育へと移行することが発展的な対応と考える。

当町においては、管内4学区の実情や特色等を踏まえた上で、統合小学校としての教育課程を編成し、隣接する中学校との交流・連携を深めながら、小中連携教育を推進してほしい。そして将来的には、小中一貫教育を視野に据えながら、発展的な教育活動の展開を図っていくことが妥当と考える。

(2) 統合小学校の施設整備について

○新しい時代の学びを実現する学び舎としての視点

統合小学校では、教育水準の維持向上を図りながら、安全性や快適性を確保しつつ、児童の発達段階に応じた効果的な教育活動が展開されるよう、施設整備の充実が求められる。また、社会情勢の変化や地域の実情等を踏まえ、教育内容や教育方法の変化にも柔軟に対応し、多様化する学習活動にも弾力的に適応していくことを目指すことが望ましい。

そのため、中学校校地内（隣接地を含む）に安全・安心で快適な校舎、体育館、運動場（グラウンド）等を整備する。また、中学校との効率的で円滑な連携が図られるよう、校舎の接続や配置等を工夫しながら、当町の義務教育エリアとして整備を推進するのが望ましい。

①教室や廊下

教室や廊下は設置基準を踏まえつつ、使い勝手の良い明るいスペースを確保し、小集団学習や習熟度別学習など、多様な学習活動が展開できるように配慮することが望ましい。

②ICT教育の環境整備

国が進めるGIGAスクール構想、及びこれからの情報教育の進展にも柔軟に対応できるよう、校内無線LANの整備を図り、校内のすべての教室でタブレット端末が使えるようICT教育環境の整備が望ましい。

③バリアフリーへの配慮

統合小学校は、手すりやスロープ、エレベーター、多目的トイレなど、バリアフリーに配慮した、安全・安心な施設設備を整備することが望ましい。

④特別支援教育・インクルーシブ教育への配慮

特別な支援を必要とする児童への対応や、不登校などの様々な課題・悩みを抱える児童への個別指導が図られるよう、落ち着いた環境の中で個別または小グループでの教育相談ができる教室配置にすることが望ましい。

⑤体育館・運動場

体育館・運動場（グラウンド）については、地域の社会体育によるクラブ・部活動の指導の他に、スポーツ団体等の施設利用や、社会体育等の各種大会が開催できるように整備することが望ましい。

⑥校地内のスペース

通学バスや来校者の自動車による混雑を避けるために、車両の動線や駐車スペース等を十分に確保し、校地内の安全確保や事故の未然防止に努めるべきである。さらに、冬期間の降雪等を考慮して、除排雪スペースを確保することが望ましい。

⑦災害への対応

自然災害等が発生した場合の緊急時の避難所としての活用が図られるよう、備蓄倉庫やプライベートスペース、空調設備等も配慮した、地域に開かれた学校施設としての機能を有する校舎とすることが望ましい。

なお、審議会では、小学校校舎と隣接する中学校校舎との接続についても話題となった。このことについては、「板柳町立小学校適正規模・適正配置等に関する報告書（平成26年3月）」でも触れられていたが、当時は小中一貫教育を推進するという観点から、児童・生徒が自由に行き来できる校舎が望ましいと考えていたことによるものである。このたびの協議では、統合小学校の教育方針を小中連携教育の推進という立場に置くことや用地についても未確定であることなどから、現時点では、統合小学校の位置や中学校校舎との接続等は定めず、校地内（隣接地を含む）に建設をするまでの結論に至っている。

(3) 統合小学校の教育環境の整備について

○子どもたちの学びと成長を支える教育環境の整備

板柳町の子どもたちが、明るく清潔な環境の中で、意欲的に学習に取り組み、健やかな成長を遂げていくことは、すべての町民の願いとするところである。まさに、人づくりは町づくりであり、統合小学校の教育環境の整備を図りながら、将来の我が郷土、我が国を担う人材の育成に努めてほしい。

グローバル化や情報化、少子高齢化など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、現在及び将来の子どもたちにとって、時代に対応した、より豊かで快適な教育環境を整備することが今求められている。

①空調設備（エアコン）の設置について

現在の小学校にはエアコンがないため、統合小学校の各教室（普通教室・特別教室）にはエアコンを設置することで、熱中症から児童を守り、健康面をサポートするのが望ましい。

②洋式トイレ等の設置について

現在の小学校は洋式トイレが少ないため、統合小学校ではすべて洋式トイレを設置するのが望ましい。また、手洗い場を自動水栓化にすることで衛生面の向上が図られるものとする。

③照明設備の改善について

現在の小学校は教室も暗く照明も古いため、統合小学校のすべての教室をLED照明による明るい教室環境に整備することで、児童の近視予防や精神面での安定が図られるものとする。

④ICT教育環境の充実について

現在の小学校は、校内無線LAN（Wi-Fi）と1人1台のタブレット端末が整備されているが、統合小学校では学習活動がより一層推進されるよう、大型提示装置の設置や、学習用ソフトウェアの導入などICT教育環境を充実させることが望ましい。

⑤通学方法について

統合小学校では学区も広く、通学距離も考慮し、スクールバスを運行すべきである。低学年児童の登下校の様子も把握しながら、学校から1km以上の範囲で運行が可能かどうかの検討を進めていただきたい。また、通学路については関係機関や担当部署との連携により、十分な安全対策を講じながら、登下校の安心・安全の確保に努めていくことが必要である。

⑥学校をサポートする人材確保について

いじめや不登校児童への対応をはじめ、特別な教育支援を必要とする児童に対応する支援員や、小学校英語指導助手などのサポート人材の配置をさらに拡充していくことが必要である。

教育環境について議題に上がった項目は、いずれも妥当な内容のものであった。とりわけ、空調設備や洋式トイレの設置については、今までも子どもたちや保護者等からの要望も多かった。昨今の気象状況や、社会及び一般家庭における活用状況等を考えれば、空調設備や洋式トイレの設置は必要であり、そのことによって子どもたちの学校生活も清潔で快適になる。新築される統合小学校校舎が災害時の緊急避難場所として活用され、町民の安心・安全を確保するための施設としての活用が図られることを考えても、空調設備や洋式トイレの設置は必須と考える。

また、通学方法についても、4校が1校に統合され、子どもたちの通学範囲が広まることから、スクールバスの運行については広域的・弾力的な対応を図り、1km以上の範囲での運行が可能かどうか検討し、子どもたちの通学に不便がないように配慮してほしい。

(4) その他小学校統合に関し必要な事項について

○学校統合に関わって検討配慮すべき事項について

本審議会では、統合小学校の教育方針、施設設備、教育環境という3つの基本的な項目についての審議に多くの時間を費やした。しかしこの他に、学校統合に関して検討すべき項目は多岐にわたっており、今後も統合準備委員会（仮称）での継続した審議が必要である。

特に、教育支援センター（適応指導教室）、放課後学童クラブ、クラブ・部活動については、教育委員会管轄以外のもの、当町だけでの対応が難しいもの、国の政策や他自治体の動向を見定めながらの対応が求められるもの等、時間を要する項目である。

①教育支援センター（適応指導教室）との関わり

学校統合に関わる直接的な審議項目ではないが、審議会の中では不登校の子どもたちに対する対応の必要性について提案がなされた。昨今、全国的に不登校の児童・生徒数が増加傾向にあり、青森県や当町においても同様の傾向にある。何らかの原因により、学校に登校できなくなった子どもたちに対して、登校復帰に向けての学習支援や教育相談等を行うことが、今後さらに重要となる。教育支援センターを開設する場所については、統合小学校敷地内または隣接地、廃校となった小学校校舎等の活用等が考えられるが、今後統合準備委員会（仮称）の中でさらに検討を深めるべきである。また、不登校の子どもたちの指導には、学習支援や教育相談等の専門的資格や技能、経験等を有する人材配置も必要になるとと思われる。

②放課後学童クラブについて

放課後学童クラブは児童福祉施設であり、直接的には教育委員会管轄ではないが、放課後の子どもたちの生活の安全や、送迎する保護者の利便性、教育エリアとしての有用性等を考慮すれば、統合小学校に隣接して設置するのが望ましいとする意見が多かった。近隣の地区でも、小学校敷地内に開設している自治体があり、このことについては、今後、担当課や関係機関等とも連携しながら検討を進めてほしい。

③クラブ・部活動について

審議会の中では、小・中学校が隣接し、小中連携教育を推進することで、クラブ・部活動の参加希望者が増え活性化が図られたり、ジュニア選手育成につながることを期待する意見も上がっていた。ただし、昨今小学校では地域社会でのクラブチーム化が全国的に進んでおり、学校から切り離れたクラブ・部活動の運営が増えつつある。また、文部科学省でも、中学校の部活動（ス

スポーツ・文化)の地域社会移行措置などを進めている状況にあることから、クラブ・部活動の運営については、国の政策や地域の状況を見計らいながら、関係団体や地域社会の理解・協力を得ながら対応することが求められる。

④統合小学校の統合準備委員会(仮称)の設置について

統合小学校の運営が円滑に行われるように、教職員、保護者及び教育委員会職員などで構成する統合準備委員会(仮称)を設け、各種専門部会(学校運営、教育課程、生徒指導、施設設備、PTA組織、通学バス、クラブ・部活動等)による協議を進めていくことが重要と思われる。

なお、審議会の中では、統合小学校新築に関わっての財政面での対応や、廃校となる校舎の利活用についても質問が出された。これらについては、町担当課長からの詳細な説明を受け、また、学校施設の利活用については役場内の別組織で検討が行われていることから、ここで意見を述べることは控えたい。

統合小学校については、将来の当町のあり方に大きく関わる案件でもあり、保護者や教育関係者、多くの町民の方々の一大関心事でもある。今までも説明会やアンケート等を通して、様々な方々からご意見を伺ってきたところである。

おわりに

本審議会では、令和3年8月に諮問を受け、以来、令和4年9月に至るまで計7回の協議を重ねてきた。児童生徒の保護者、教職員並びに地域住民の代表、教育に関して見識を有する者など、総勢20人の委員が、次代を担う子どもたちの健やかな成長、より良い学校教育の推進とさらなる向上と発展のために、それぞれが強い使命感や熱い思いを持って審議に臨んでいた。時には再検討を繰り返すなど、意見交換に時間を費やした場面もあったが、常に最良の意見を求め、慎重かつ真摯に審議に努めてきた。また、これまで先人たちが小学校の統廃合に関して示してきた意見等を参考にしつつ、諮問を受けた4項目について答申を取りまとめることができた。

統合小学校については、町民からの温かいご理解やご協力をいただきながら、可能な限り早期に開校するのが望ましいと考える。未来ある子どもたちのために、望ましい教育環境を提供していくことは、我々町民の責務でもある。

この後も、小学校の統合に向けて準備すべきことが様々あると思うが、教育委員会においては、児童、保護者、地域住民等の学校に寄せる思いを十分に尊重しつつ、板柳町の宝である子どもたちに、「生きる力」を育むためのより良い教育環境の実現に向け邁進いただくことを、心から願うところである。

板教学発第 228 号
令和3年8月18日

板柳町立小学校統合整備審議会
会長 田中正彦 様

板柳町教育委員会
教育長 永澤 正己



諮 問 書

板柳町立小学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するため、板柳町立小学校統合整備審議会設置要綱第2条の規定により、下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) 統合小学校の教育方針について
- (2) 統合小学校の施設整備について
- (3) 統合小学校の教育環境の整備について
- (4) その他小学校統合に関し必要な事項について

2 諮問理由

全国的に少子化傾向にある中、板柳町の児童数も減少傾向にあり、今後もその傾向が続いていくと予想されます。

その結果、小学校の小規模化が進み、複式学級を有する学校や部活動の問題など教育環境の面において、様々な影響を及ぼしています。

また、学校施設の老朽化が進み、子どもたちが安心して学校生活を送るための環境整備が急務となっています。

こうした状況の中、将来を担う子どもたちが、より良い教育環境の中でたくましく生き抜く力を育み、人間形成に必要な教育を等しく受けることができるよう、将来を見据えた統合小学校のあり方について審議、答申をいただきたく諮問するものであります。

小学校統合整備審議会の開催状況について

件名	開催日	場所	内容
第1回審議会	令和3年8月18日	多目的ホール あぶる	1. 会長・副会長選出 2. 事案説明、意見交換ほか
第2回審議会	令和3年11月17日	多目的ホール あぶる	1. 平成25年度に策定した板柳町立小学校適正規模・適正配置等に関する報告書及び板柳町立小学校の統合構想について 2. 板柳町人口ビジョン(2020年改訂版)について 3. 板柳町立小学校児童数の推移について 4. 板柳町立小学校経過年数及び修繕計画について 5. 鶴田小学校と新和小学校統合の経緯等について 6. 統合後の校舎等利活用について 7. 統合小学校建設に伴う財源等について
第3回審議会	令和3年12月22日	多目的ホール あぶる	1. 第2回審議会の確認事項について(規模、建設場所) 2. 「小中連携教育」・「小中一貫教育」について 3. 第2回小学校統合整備に関するアンケート調査の概要について
第4回審議会	令和4年3月2日	多目的ホール あぶる	1. 統合小学校建設場所について 2. 「小中連携教育」・「小中一貫教育」について 3. 児童の通学方法について 4. 資料「諮問教育に係る4項目について」 (1) 統合小学校の教育方針について (2) 統合小学校の施設整備について (3) 統合小学校の教育環境の整備について (4) その他小学校統合に関し必要な事項について
第5回審議会	令和4年5月18日	多目的ホール あぶる	1. 諮問事項に係る審議会委員からの意見の集約について (1) 統合小学校の教育方針について (2) 統合小学校の施設整備について
第6回審議会	令和4年6月15日	多目的ホール あぶる	1. 諮問事項に係る審議会委員からの意見の集約について (1) 統合小学校の教育環境の整備について (2) その他小学校統合に関し必要な事項について
第7回審議会	令和4年9月28日	多目的ホール あぶる	1. 板柳町立小学校統合整備審議会設置要綱第2条における答申書(案)について

小学校統合整備審議会委員

区分	氏名	所属・役職等
会長	田中 正彦	教育関係者
副会長	三上 浩	教育関係者
委員	福島 嘉広	板柳北小学校PTA代表
委員	澤野 清彦	板柳南小学校PTA代表(令和4年4月22日～)
委員	藤川 健治	小阿弥小学校PTA代表
委員	松橋 和也	板柳東小学校PTA代表
委員	村上 貴弘	板柳中学校PTA代表
委員	三橋 信	板柳北小学校校長
委員	森 靖	板柳南小学校校長
委員	中島谷正史	小阿弥小学校校長(令和4年4月1日～)
委員	木村 道浩	板柳東小学校校長
委員	吉田 英人	板柳中学校校長(令和4年4月1日～)
委員	小田桐良一	住民代表者
委員	岩崎 信夫	住民代表者
委員	村上 倫子	住民代表者
委員	樋口 貴俊	教育関係者
委員	會津 顕正	教育関係者
委員	安田 弘美	教育委員会推薦
委員	水木美穂子	教育委員会推薦
委員	成田 悦子	教育委員会推薦

【任期】令和3年8月18日～令和5年8月17日(2年間)

小学校統合整備審議会設置要綱

(設置)

第1条 板柳町立小学校の統合に必要な調査及び審議を行うため、板柳町立小学校統合整備審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、板柳町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) 統合小学校の教育方針に関すること。
- (2) 統合小学校の施設整備に関すること。
- (3) 統合小学校の教育環境の整備に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、小学校統合に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 児童生徒保護者の代表者
- (2) 教職員の代表者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 教育に関して識見を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて委員を補充することができる。ただし、補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後に最初に開かれる会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会学務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月5日から施行する。

板柳町立小学校 児童数の推移(令和3年4月1日現在)

	板柳北小学校	板柳南小学校	小阿弥小学校	板柳東小学校	計	差
R1(実績)	199人	191人	84人	61人	535人	
R2(実績)	187人	187人	98人	57人	529人	▲6人
R3(実績)	161人	181人	96人	48人	486人	▲43人
R4(見込)	162人	176人	95人	50人	483人	▲3人
R5(見込)	172人	170人	88人	50人	480人	▲3人
R6(見込)	162人	158人	90人	45人	455人	▲25人
R7(見込)	163人	153人	96人	49人	461人	6人
R8(見込)	167人	154人	78人	51人	450人	▲11人
R9(見込)	167人	154人	68人	51人	440人	▲10人

各小学校の経過年数及び劣化状況について

校名	用途	建築年月	構造	階数	経過年数	劣化状況		
						屋根	外壁	内部
板柳北小学校	校舎	S59.3	RC	3	37	D	D	B
	体育館	S59.7	S	1	37	C	C	B
板柳南小学校	校舎	S59.3	RC	3	37	D	D	B
	体育館	S59.7	S	1	37	C	C	B
小阿弥小学校	校舎	S53.6	RC	3	43	C	D	C
	体育館	H23.3	SRC	1	10	A	B	A
板柳東小学校	校舎	H13.3	RC	2	20	A	B	A
	体育館	H13.3	R	2	20	B	B	A

※なお、税法上の耐用年数は次のとおりとされています。

【鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造】

事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの 50年
住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 47年

A:概ね良好
B:部分的に劣化
C:広範囲に劣化
D:早急に対応が必要

(おおむね建築後40～45年程度までが、建て替えの検討や長寿命化改修を行う時期の目安と考えられています。)